

学術分科会における委員会の設置について（案）

平成 31 年 3 月 14 日

学 術 分 科 会

科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第 4 条の規定に基づき、以下の委員会を設置する。

委員会名	概 要	調 査 事 項
人文学・社会科学特別委員会（※）	人文学・社会科学の学術研究の振興に係る事項について総合的に調査する。	○人文学・社会科学を中心とする研究者が研究課題を共創するプロジェクト ○人文学・社会科学と自然科学との連携・協働の実質化 ○その他人文学・社会科学の学術研究に関する事項

※ 分科会の委員、臨時委員を分属するとともに、必要に応じて、専門委員を追加する。